

長 あ 第701号

令和8年3月23日

介護保険事業所等

代表者様

鹿児島市 長寿あんしん課長

(公 印 省 略)

令和8年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（国交付金）の協議案内

日頃から、本市高齢者福祉施策へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省より協議書の提出依頼がありました。つきましては、事業実施を希望される事業所におかれましては、下記のとおり関係書類をご提出ください。

なお、補助の内容や様式等につきましては、鹿児島市ホームページをご確認ください。

記

1 補助対象事業（事業の詳細は別紙参照）

- (1) 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業
- (2) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（大規模修繕等・耐震化・非常用自家発電設備整備・水害対策強化）
- (3) 高齢者施設等の給水設備整備事業
- (4) 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業
- (5) 高齢者施設等における換気設備整備事業
- (6) 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業
- (7) 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業
- (8) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- (9) 高齢者施設等の水害対策強化事業

2 施設規模別の補助対象事業

定員 30 人以上の大規模施設等	定員 29 人以下の地域密着型・小規模施設等
(1)・(3)・(4)・(5)・(6)・(7)・(8)・(9)	(1)・(2)・(3)・(4)・(5)

※具体的な施設や補助額については、実施要綱（改正案）をご参照ください。

2 提出期限 **令和8年4月10日（金）必着**

※締切時点で提出している資料が修正を要しないようにご提出ください。

なお、修正依頼や追加提出依頼に速やかにご対応いただけない場合、国への協議要件を満たさないと判断することがあります。

※裏面もあります

3 提出資料（電子メールにてご提出下さい。）

- (1) 協議書（様式第1）
- (2) 防災・減災等事業整備計画書（別添1）または防災・減災等事業整備計画書（別添2）
- (3) 整備計画一覧表（別添3）
- (4) 補助対象面積確認シート（別添4：複合型施設に該当する場合のみ）
- (5) 各種工事の見積書（二者以上）
- (6) 施設の位置図・平面図・現況写真
- (7) 建物登記簿
- (8) 金銭消費貸借契約書の写し・直近の決算書（施設に抵当権が設定されている場合）

4 注意事項

- (1) 本事業に係る補助金は、**1 (2)の事業を除き**、原則、一事業所につき一回を限度とすること。
- (2) 補助金を活用して整備を行う場合、鹿児島市からの交付決定通知又は**事前着手承認通知**が届く前に、入札の告示や工事契約、着工をすることは認められないこと。
- (3) 契約手続は、市の公共事業の取扱いに準じて行うこと。
- (4) 整備後に事業を廃止した場合や抵当権を設定した場合等には補助金の返還が発生する可能性があること。
- (5) 一般競争入札を原則とするが、指名競争入札を行う場合に選定する業者は、市の建設工事等競争入札参加有資格者でなければならないこと。
- (6) 補助事業採択後の辞退は、やむを得ない事情がある場合を除き認められないこと。
- (7) 予算の制約により、協議どおり交付できない場合や交付されない場合があること。
- (8) 業務継続計画及び非常災害対策計画の策定がない施設は原則対象外となること。
- (9) 施設に抵当権が設定されているにもかかわらず、期限までに借入に関する契約書等の提出がない場合、対象外となること。
- (10) **補足事項に記載の資料をはじめとした市が指定する追加資料を提出すること。提出がない場合は、協議無効となる場合があること。**
- (11) **根抵当権が設定されている施設は協議対象外であること。抵当権が設定されている場合、返済残額等を勘案し、協議対象外とする場合があること。**

5 補助の詳細な内容や様式の閲覧等（ホームページ）

ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者関係 > 施設等整備
> 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（国交付金）の協議案内（令和8年度協議）

【問い合わせ・提出先】

長寿あんしん課 長寿施設係

担当：吉松

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

電話：099-216-1147（直通）

E-mail：choujuanshin-shi@city.kagoshima.lg.jp